

# 所有者不明土地等問題 対策推進の工程表

課題等	～2021年（令和3年）	2022年（令和4年）	2023年（令和5年）	2024年（令和6年）～
<b>土地所有に関する基本制度</b> ・所有者不明や管理不全の土地が増加し、周辺環境の悪化や有効利用を阻害 ・地籍調査について、所有者が不明な場合などに調査が進まず、進捗が遅れ ・公図と現況が著しく相違し、土地の位置や筆界を正しく示す地図がなく、用地取得や公共事業の円滑な実施を阻害	<b>○土地基本法等の一部を改正する法律</b> (R2.3.31公布) ・土地基本法 土地所有者等の責務 適正利用・管理の基本理念 土地基本方針 等 ・国土調査法等 地籍調査の円滑・迅速化 十箇年計画策定	<b>○土地基本方針</b> (R2.5.26策定、R3.5.28改定) ・フォローアップの実施、おおむね5年ごと目途で更新（その間も必要に応じて更新）	・新十箇年計画に基づき、地籍調査を円滑・迅速に推進	・中間見直しに向けて、より円滑・迅速な地籍調査を推進する方策の検討
	<b>○新国土調査事業十箇年計画</b> (R2.5.26策定)	・次期整備計画の検討	・次期整備計画の基本方針を決定（令和5年度中）	・十箇年計画の中間見直し（令和6年）
<b>登記制度・土地所有権の在り方等</b> ・相続が生じても登記や遺産分割が行われず、所有者不明土地が多く発生 ・遠隔地居住の相続人等が土地を管理できず、環境悪化 ・所有者が不明な共有地は、合意が得られず管理や処分が困難	<b>○民法等の一部を改正する法律</b> (R3.4.28公布) <b>○相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律</b> (R3.4.28公布) ・相続登記、住所等変更登記の申請の義務化、申請者の負担軽減策 ・住基ネット等と連携した職権登記 ・相続した土地の国庫帰属制度 ・共有地の利用等の促進 ・所有者不明土地・建物管理制度 ・相続関係規定の合理化 等	・政省令制定、広報、実施体制の確立等の施行準備 ・適切な登記審査の推進等の施行対応 ・税制改正（登記関係） ・不動産登記と住基ネット等との円滑な連携を可能とするシステムの整備 ・地方公共団体の協力を得た相続登記の促進	施行：令和5年4月（民法関係・相続土地国庫帰属関係）	施行： ・相続登記義務化関係は令和6年4月 ・住所等変更登記の義務化や住基ネット等と連携した職権登記は5年内施行（令和8年4月まで）
	・行政機関等へ戸籍情報を電子的に提供する戸籍情報連携システムの整備（令和5年度末運用開始予定） ・各種台帳間の情報連携の促進等 ・固定資産課税台帳に係る情報提供の拡充、住民基本台帳ネットワークシステムの活用の推進	<b>○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（特措法）</b> (H30.6.13公布) ・地域福利増進事業の創設 ・財産管理制度の申立権を市町村長等へ付与 ・長期相続登記等未了土地を解消する制度	<b>○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律</b> (R4.5.9公布) ・法目的に所有者不明土地の管理の適正化を追求 ・地域福利増進事業の拡充 ・管理が適切でない所有者不明土地に対する代執行制度等の創設 ・推進法人の指定制度の創設 等	<b>○住民基本台帳法の改正（法案提出）</b> ・住民基本台帳ネットワークシステムを利用することができる事務に所有者不明土地対策に資する事務を追加
<b>多様な土地所有者の情報等を円滑に把握する仕組み等</b> ・相続登記や住所等変更登記がされず、登記で所有者情報把握が困難	<b>○所有者不明土地等の円滑な利活用・管理の促進</b> ・所有者不明土地やその発生予防の観点から重要な管理不全土地、低未利用土地等の利活用・管理の促進を図る更なる方策が必要 ・今後急増する老朽化マンション等においても、所有者不明化・管理不全化が進行する見込み	<b>○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律</b> (H30.5.18公布) <b>○森林経営管理法</b> (H30.6.1公布) ・所有者不明農地・林地の利活用促進の制度	<b>○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律</b> (R4.5.27公布) ・所有者不明農地の利活用促進の制度の拡充	・農地、林地関係の制度の普及・啓発、制度を活用した農地や森林経営管理の集積・集約化の推進
<b>所有者不明土地等の円滑な利活用・管理の促進</b> ・所有者不明土地やその発生予防の観点から重要な管理不全土地、低未利用土地等の利活用・管理の促進を図る更なる方策が必要 ・今後急増する老朽化マンション等においても、所有者不明化・管理不全化が進行する見込み	<b>○表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律</b> (R1.5.24公布) ・登記官等による所有者等の探索 ・特定不能の土地に係る財産管理制度	・制度の普及・啓発、法務局による表題部所有者不明土地の解消事業の推進 ・法務局調査に基づく筆界認定（令和4年10月運用開始） ・分筆登記申請に必要な同意の範囲の見直し（令和5年4月運用開始）	・土地収用法に係る所有者探索の合理化（マニュアルの改訂・周知）、共有私道ガイドラインの改訂・周知	・土地収用法に係る所有者探索の合理化（マニュアルの改訂・周知）、共有私道ガイドラインの改訂・周知
	○法制化に向けた論点整理、取りまとめ	○法制化に向けた検討（法制審議会） ・マンション等の管理の円滑化を図る方策 ・老朽化マンション等の再生の円滑化を図る方策 等	・マンション建替円滑化法等の見直しの検討	<b>○区分所有法等の改正法案を提出</b> （令和6年）
	地方公共団体や関連分野の専門家等との連携協力			